

第 5 8 号議案

湖南衛生組合を組織する地方公共団体の数の増加及び湖南衛生組合同規約
の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、令和 5 年
4 月 1 日から、湖南衛生組合に立川市及び国分寺市を加入させ、湖南衛生組合同規約を
別紙のとおり変更する。

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 1 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

湖南衛生組合規約の一部を変更する規約

湖南衛生組合規約（昭和３６年６月１日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

第３条中「組合は」の次に「、立川市」を、「小平市」の次に「、国分寺市」を加える。

第５条第２項中「１０人」を「１４人」に改める。

第９条第１項中「４人」を「６人」に改める。

附 則

この規約は、令和５年４月１日から施行する。